

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 30年 11月 20日

申請者 氏名又は名称 **株式会社 奥田住宅設備**
 住所 **奈良県吉野郡大淀町大字越部1373番地の1**
 代表者氏名 **代表取締役 奥田直樹**
 電話番号 **TEL・FAX0747-53-2367**
 FAX番号
 メールアドレス **okudajyuutakusetubi@gmail.com**



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者	✓	27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者	✓	28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

平成 30 年 11 月 20 日

申請者 氏名又は名称

有限会社 興田住宅設備

住 所

奈良県吉野郡大淀町大字越部1373番地の1

代表者氏名

代表取締役 興田直樹



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ名 氏 名	フリガナ名 氏 名
代表取締役 オクダ ナオキ 興田直樹	
取締役 オクダ テルキ 興田輝樹	
取締役 オクダ カズヨ 興田和代	
事業の範囲	給排水設備工事業、管工業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	有限会社 奥田住宅設備
上記事業所の所在地	郵便番号 〒638-0803 住所 有限会社 奥田住宅設備 奈良県吉野郡大淀町大字越部1373番地の7 電話番号 代表取締役 奥田直樹 FAX番号 TEL・FAX0747-53-2367 メールアドレス
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
奥田直樹	194333号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

機 械 器 具 調 書

平成 30 年 11 月 20 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数 量	備 考
管の切断用の機械器具	金乏りのこ		1	
管の加工用の機械器具	やすり ねじ切り		1 1	
接合用の機械器具	トーチランゴ パイプレンチ		1 2	
(株)キョーワ 水圧テストポンプ	手動式テストポンプ	T-50K-P	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 30 年 11 月 20 日

申請者

氏名又は名称 有限会社 奥田住宅設備
住 所 奈良県吉野郡大淀町大字越部1373番地の1
代表者氏名 代表取締役 奥田直樹



水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

奈良県吉野郡大淀町大字越部1373番地の7
有限会社奥田住宅設備

会社法人等番号	1500-02-011190	
商号	有限会社奥田住宅設備	
本店	奈良県吉野郡大淀町大字越部1373番地の7	
公告をする方法	官報に掲載してする	
		平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月8日登記
会社成立の年月日	平成13年6月1日	
目的	1. 給排水設備工事業 2. 管工事業 3. 井戸ポンプ工事業 4. ガス配管工事業 5. 土木建築工事の設計施工及び請負 6. 産業廃棄物及び一般廃棄物の処理並びに収集運搬業 7. 前各号に付帯する一切の事業 平成17年1月10日変更 平成17年1月12日登記	
発行可能株式総数	60株	
		平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月8日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 60株	
		平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月8日登記
資本金の額	金300万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には当社が承認したものとみなす。 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月8日登記	

奈良県吉野郡大淀町大字越部1373番地の7
有限会社奥田住宅設備

役員に関する事項	奈良県橿原市鳥屋町29番20号 取締役 奥田直樹	
	奈良県吉野郡大淀町大字越部1373番地の7 取締役 奥田直樹	平成17年 1月 5日住所 移転
		平成17年 1月12日登記
	奈良県吉野郡大淀町大字越部1373番地の7 取締役 奥田輝樹	
	奈良県吉野郡大淀町大字越部1373番地の7 取締役 奥田和代	
	代表取締役 奥田直樹	
登記記録に関する 事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成16年10月 5日移記	

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

平成30年11月19日

奈良地方法務局五條支局
登記官

橋本浩和



認 証 定 款

会社保存原本

この定款は 現行定款に
相違ありません。

平成 30年 11月 19日

有限会社 興田住宅設備
代表取締役 興田直樹



奈良県大和高田市大字大中98番地
(市役所東隣おがわビル3F)

高田公証役場

公証人 宇田川秀信

電話・大和高田(0745)22-7166

有限会社 奥田住宅設備 定款

平成 年 月 日作成

平成 年 月 日公証人認証

平成 年 月 日会社成立



印紙
貼用濟



定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、有限会社 奥田住宅設備と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 給排水設備工事業
2. 井戸ポンプ工事業
3. ガス配管工事業
4. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を、奈良県吉野郡大淀町に置く。

(資本の総額)

第4条 当社の資本の総額は、金300万円とする。

第 2 章 社 員 及 び 出 資

(出資の口数及び出資1口の金額)

第5条 当社の資本は、これを60口に分ち、
出資1口の金額は、金5万円とする。



(社員の氏名、住所及びその出資口数)

第6条 社員の氏名、住所及びその出資口数は、次のとおりである。

奈良県橿原市鳥屋町29番20号

20口 奥田直樹

奈良県橿原市鳥屋町29番20号

10口 奥田友紀

奈良県吉野郡大淀町大字越部1373番地の7

20口 奥田輝樹

奈良県吉野郡大淀町大字越部1373番地の7

10口 奥田和代

第3章 社員総会

(社員総会)

第7条 当社は、毎年7月に定時総会を開き、必要に応じて、臨時総会を開催するものとする。

(招集)

第8条 社員総会は、社長たる取締役が招集するものとする。

- ② 社員総会を招集するには、会日より5日前に、各社員に対して、その通知を発することを要する。

(議長)

第9条 社員総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たる。



(決議の方法)

第10条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した社員の議決権の過半数をもって決する。

(議決権)

第11条 各社員は、出資1口につき1個の議決権を有する。

(議事録)

第12条 社員総会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印することを要する。

第4章 役員

(員数)

第13条 当会社には、取締役3名以上を置く。

(資格)

第14条 当会社の取締役は、当会社の社員の中から選任する。

ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(代表取締役及び社長)

第15条 当会社に代表取締役1名を置き、取締役の互選によって定めるものとする。

② 代表取締役は社長とする。



(役員報酬)

第16条 取締役の報酬は、社員総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(営業年度)

第17条 当会社の営業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの年1期とする。

(配当金)

第18条 社員に対する配当金は、毎営業年度の末日現在の社員に配当するものとする。

第6章 附 則

(最初の役員)

第19条 当会社の最初の役員は、次のとおりとする。

取締役	奥田直樹
取締役	奥田友紀
取締役	奥田輝樹
取締役	奥田和代
代表取締役	奥田直樹





(最初の営業年度)

第20条 当社の最初の営業年度は、当社成立の日から
平成14年 5月31日までとする。

第21条 この定款に規定のない事項は、すべて有限会社法その他の法令によ
るものとする。



以上有限会社奥田住宅設備を設立するため、
この定款を作成し、各社員がこれに記名押印する。



平成13年 5月 15日



社員

奥田直樹



社員

奥田友紀



社員

奥田輝樹



社員


奥田和代





1027

1027

1	登簿平成13年第134号
2	この定款の社員奥田直樹ほか3名の代理人金
3	田光司は、本職の面前で、社員全員が各自の
4	記名捺印を自認する旨を陳述した。_____
5	よってこれを認証する。_____
6	平成13年5月16日本職役場において_____
7	奈良県大和高田市大字大中98番地
8	奈良地方法務局所属
9	公証人 宇田川秀隆 
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	

	卦(一)
	卦(二)
	卦(三)
	卦(四)
	卦(五)
	卦(六)
	卦(七)
	卦(八)
	卦(九)
	卦(十)
	卦(十一)
	卦(十二)
	卦(十三)
	卦(十四)
	卦(十五)
	卦(十六)
	卦(十七)
	卦(十八)
	卦(十九)
	卦(二十)
	卦(二十一)
	卦(二十二)
	卦(二十三)
	卦(二十四)
	卦(二十五)
	卦(二十六)
	卦(二十七)
	卦(二十八)
	卦(二十九)
	卦(三十)
	卦(三十一)
	卦(三十二)

易
人
正
下

給水装置工事主任技術者証



免状番号 第194333号
交付年月日 平成13年 2月27日
本籍 奈良県 大和郡 大和町 大和
氏名 奥田 直樹
生年月日 昭和46年 6月24日



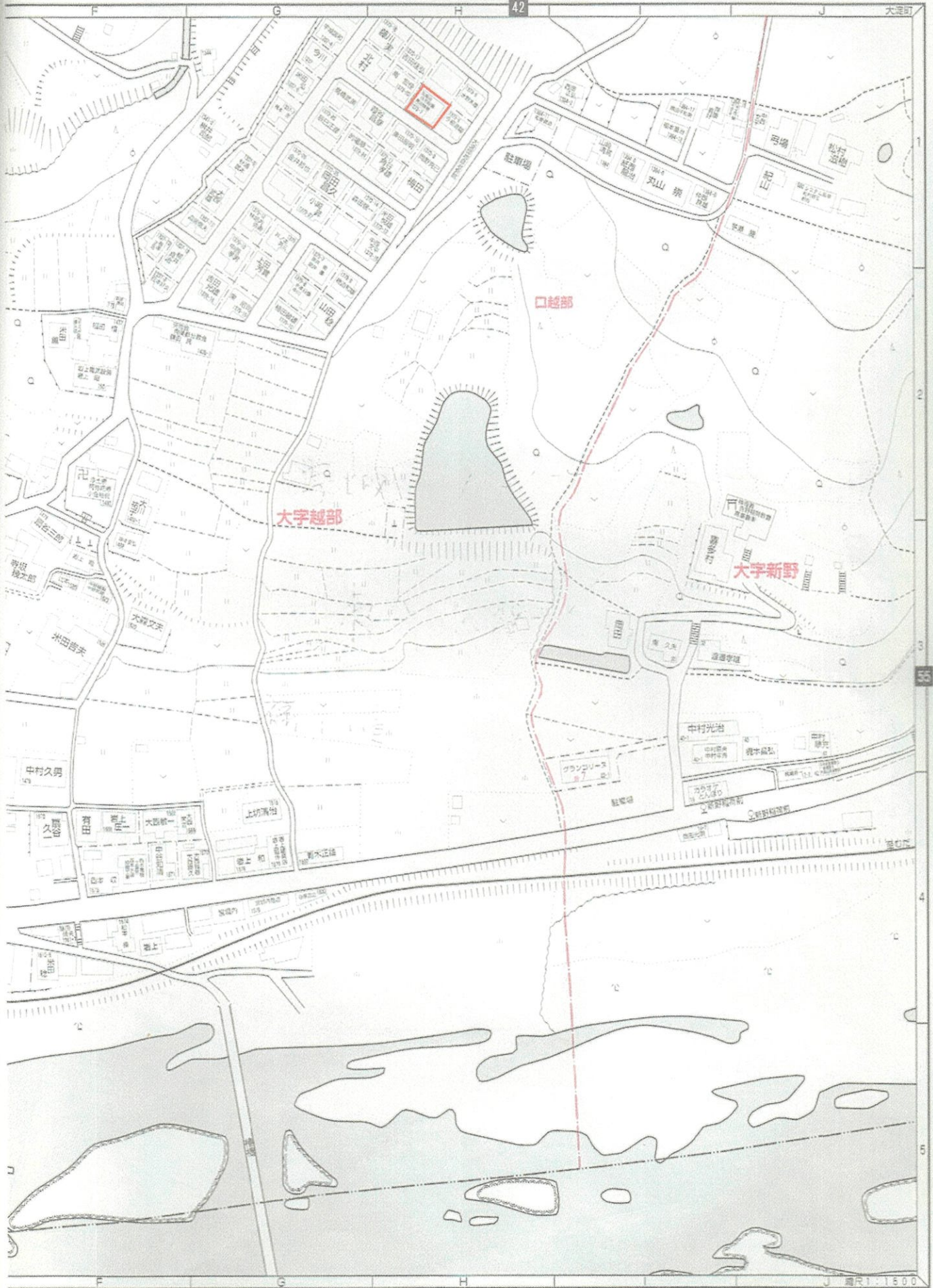
財団法人 給水工事技術振興財団理事長

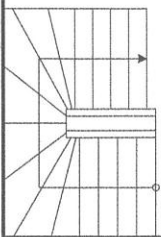
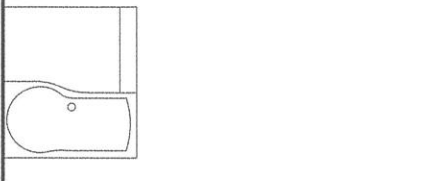
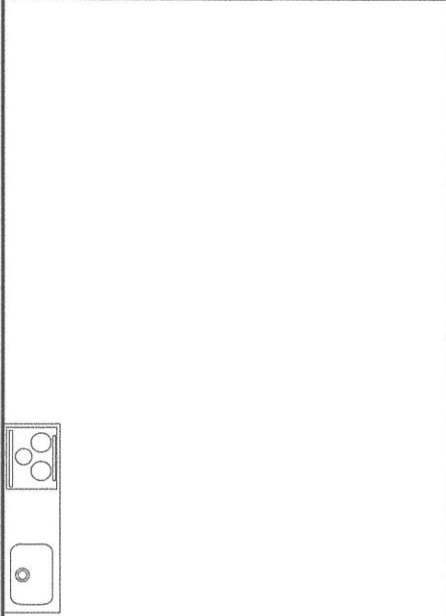
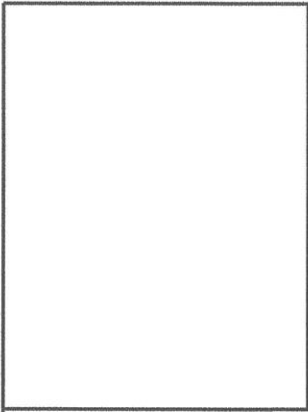
司法書士・土地家屋調査士・行政書士
西田稔司法書士事務所
 長野県大田町150 電話 0746-32-5422 FAX 32-8536

松岡設備
 長野県大田町200-3 電話 32-5302 FAX 0746-32-8114

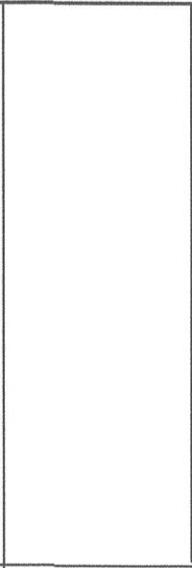
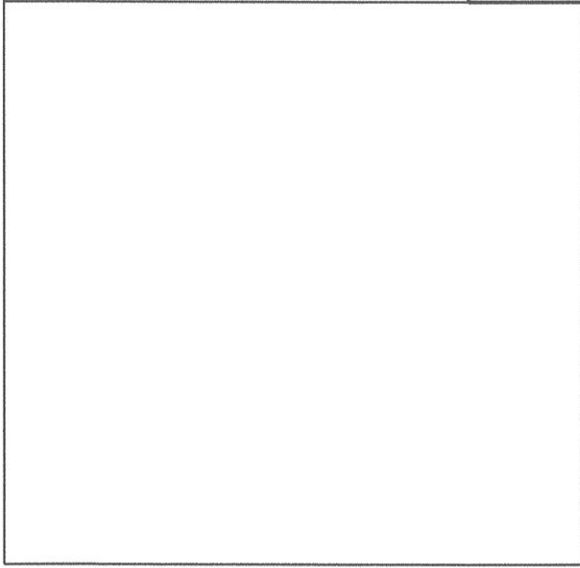
料理旅館 **千花**
 長野県大田町下市633 (吉野川畔)
 TEL. (0747) 52-4070
 FAX 0120-105930

41	42	43
53	54	55
62		





所
務
事

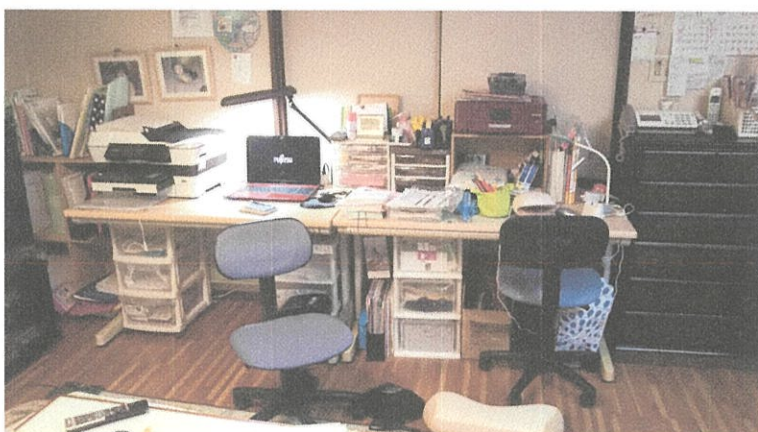


女
関

事務所 外観



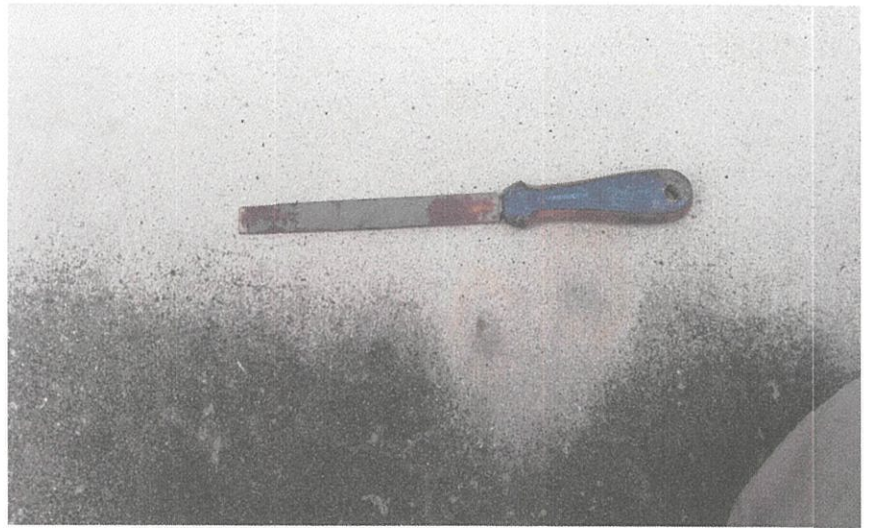
事務所 室内



金切りノコギリ



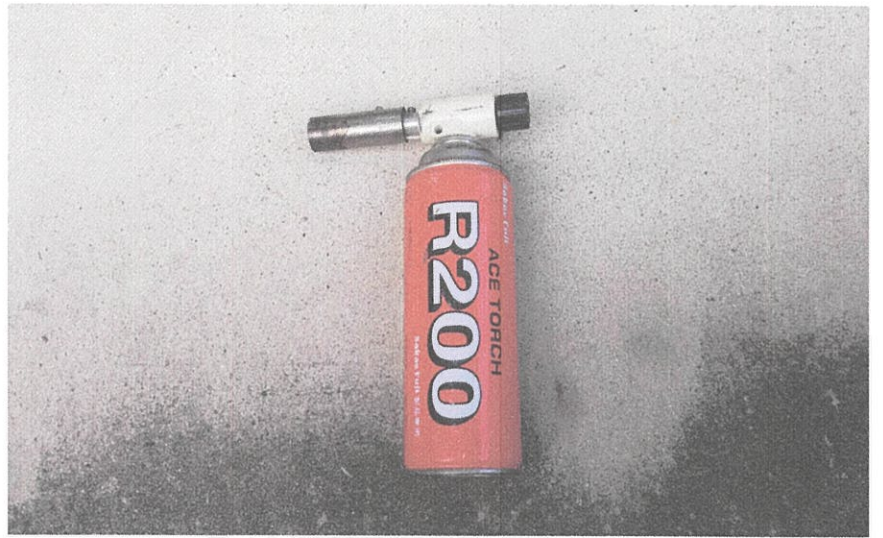
ヤスリ



ネジ切り機



トーチランプ



パイプレンチ



水圧テストポンプ




指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 30 年 11 月 20 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称
住所
フリガナ 代表者氏名
電話番号
FAX番号
メールアドレス

オクダ ジュウタクセツビ
有限会社 奥田住宅設備
奈良県吉野郡大淀町大字越部1373番地の1
オクダ ナオキ
代表取締役 奥田直樹
TEL・FAX0747-53-2367
okudajyuutakusetubi@gmail.com



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者	✓	27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者	✓	28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

届出者 奈良県吉野郡大淀町大字越部1373番地の1
有限会社 奥田住宅設備
代表取締役 奥田直樹



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	有限会社 奥田住宅設備	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
奥田直樹	第 194333号	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

給水装置工事主任技術者証



免状番号 第194333号
交付年月日 平成13年 2月27日
本籍 奈良県 大磯町
フリガナ ナオキ アリタ
氏名 奥田 直樹
生年月日 昭和46年 6月24日



財団法人 給水工事技術振興財団理事長